



産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道檜山郡江差町愛宕町18番地

氏 名 北清えさし株式会社
代表取締役 湯藤 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年（2024年）9月26日

許可の有効年月日 令和11年（2029年）9月25日

1. 事業の範囲

破碎（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物であるもの（水銀回収義務のないものに限る。）を含む。）、

RPFの製造（破碎・圧縮・成形（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）、

選別（金属くず）、

圧縮（金属くず）、

埋立（燃え殻、汚泥（含水率85%以下に限る。）、廃油（タールピッチに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上石綿含有産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじんについては水銀含有ばいじん等であるもの（水銀回収義務のないものに限る。）を含む。）、

減容（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙1、2のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

別紙3のとおり。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・**無**

産業廃棄物処分量許可証

氏名 北清えさし株式会社
許可番号 00140177482号

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 木くず、廃プラスチック類の破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道一円（工事現場及び工事して管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場限る。）
設置年月日 平成26年（2014年）8月29日
処理能力 (木くず)
175.32t/日(9h) 19.48t/h
(廃プラスチック類)
48.69t/日(9h) 5.41t/h
(紙くず)
83.43t/日(9h) 9.27t/h
(繊維くず)
55.62t/日(9h) 6.18t/h
許可年月日 平成26年（2014年）1月28日
許可番号 檜環生第1954号
- (2) 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
設置年月日 平成30年（2018年）11月7日
処理能力 (廃プラスチック類)
4.35t/日(8h) 0.544t/h
(紙くず)
3.74t/日(8h) 0.467t/h
(木くず)
4.56t/日(8h) 0.57t/h
(繊維くず)
1.5t/日(8h) 0.187t/h
(ゴムくず)
6.47t/日(8h) 0.809t/h
(金属くず)
4.65t/日(8h) 0.581t/h
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
8.3t/日(8h) 1.037t/h
- (3) 施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類の破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番
設置年月日 平成12年（2000年）9月20日
処理能力 264t/日(8h) 33t/h
届出受理年月日 平成26年（2014年）1月28日
受付番号 檜環生第1954号
- (4) 施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のないものに限る。））の破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川400番12
設置年月日 平成31年（2019年）2月25日
処理能力 (20W 直管)
1,696kg/日(8h) 212kg/h
(40W 直管)
1,904kg/日(8h) 238kg/h
(110W 直管)
1,728kg/日(8h) 216kg/h
(30W 環状管)
1,536kg/日(8h) 192kg/h
(コンパクト球、電球型)
1,760kg/日(8h) 220kg/h
(水銀灯)
1,584kg/日(8h) 198kg/h



- (5) 施設の種類 RPF の製造施設（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎・圧縮・成形）
設置場所 檜山郡江差町字砂川400番12
設置年月日 令和元年（2019年）9月10日
処理能力 4t/日(8h) 0.5t/h
- (6) 施設の種類 金属くずの選別施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 令和元年（2019年）9月10日
処理能力 4.66t/日(8h) 0.583t/h
- (7) 施設の種類 金属くずの圧縮施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 令和元年（2019年）9月10日
処理能力 2,080kg/日(8h) 260kg/h
- (8) 施設の種類 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）の減容施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 令和4年（2022年）12月7日
処理能力 400kg/日(8h) 50kg/h
- (9) 施設の種類 安定型、管理型最終処分場
設置場所 檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番、428 番 1、431 番 4、431 番 5、431 番 10、431 番 11、645 番、647 番
設置年月日 平成26年（2014年）12月5日
処理能力 17,516m² 185,550m³
許可年月日 平成25年（2013年）6月10日
許可番号 檜環生第554号
- (10) 施設の種類 保管場所 1
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 512m²
種類
・木くず。
保管上限 853.3m³
高さ 4m
- (11) 施設の種類 保管場所 2
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 197.7m²
種類
・木くず（生木）。
保管上限 234m³
高さ 3.2m
- (12) 施設の種類 保管場所 3
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 49m²
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 28.6m³
高さ 1.75m
- (13) 施設の種類 保管場所 4
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 32.5m²
種類
・ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 25.3m³
高さ 1.25m

産業廃棄物処分業許可証

氏名 北清えさし株式会社
許可番号 00140177482号

(14)施設の種類 保管場所 5
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 375m²
種類
・がれき類 (アスファルト)。
保管上限 562.5m³
高さ 3.75m

(15)施設の種類 保管場所 6
設置場所 檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番
面積 570m²
種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類 (コンクリート)。
保管上限 928.1m³
高さ 3.75m

(16)施設の種類 保管場所 7
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 6m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管等 (水銀使用製品 産業廃棄物 (水銀回収義務のないものに限る。)))。
保管上限 4.2m³
高さ 3m

(17)施設の種類 保管場所 8
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 49.5m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず。
保管上限 72.6m³
高さ 2m

(18)施設の種類 保管場所 9
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 7.5m²
種類
・繊維くず。
保管上限 6.48m³
高さ 2m

(19)施設の種類 保管場所 10
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 1m²
種類
・金属くず。
保管上限 1m³
高さ 1m

(20)施設の種類 保管場所 11
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 1m²
種類
・金属くず。
保管上限 1m³
高さ 1m

(21)施設の種類 保管場所 12
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 27m²
種類
・廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)。
保管上限 54m³
高さ 2m

以下余白。

産業廃棄物処分業許可証

氏名 北清えさし株式会社
許可番号 00140177482号

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | | |
|--------------------|---------|---|
| 平成26年（2014年）12月25日 | 変更許可 | (破碎（紙くず、繊維くず）、埋立（燃え殻、汚泥(含水率85%以下に限る。)、廃油(タールピッチに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの。石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)の追加。) |
| 平成30年（2018年）3月31日 | 変更許可 | (埋立（燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじんについては水銀含有ばいじんであるもの（水銀回収義務がないものに限る。）を含む。）の追加。) |
| 平成31年（2019年）3月11日 | 変更許可 | (破碎（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のないものに限る。))の追加。) |
| 令和元年（2019年）10月5日 | 更新時変更許可 | (RPFの製造（破碎・圧縮・成形（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))、選別（金属くず）、圧縮（金属くず）、の追加。) |
| 令和4年（2022年）12月16日 | 変更許可 | (廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）の減容の追加。) |
| 令和6年（2024年）9月26日 | 許可の更新 | |

以下余白。